

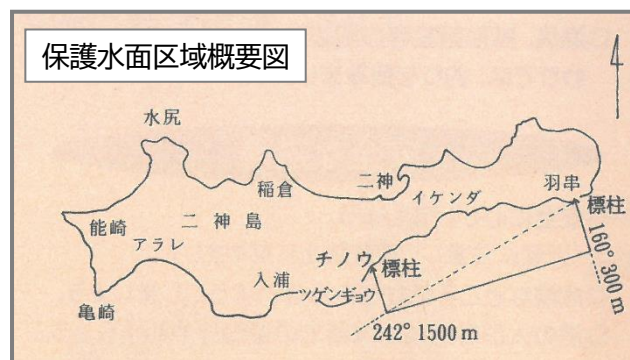
遊漁上の制限又は禁止事項について

愛媛県漁業調整規則、漁業法、水産資源保護法などにより規定されている遊漁を行う上での制限又は禁止事項は、次のとおりです。

(注) 以下、愛媛県漁業調整規則及び水産資源保護法を、それぞれ、規則及び保護法と略します。

1 保護水面

愛媛県には、魚介類の産卵繁殖のための保護水面が、松山市二神島地先に設定されています。この海域では、全ての水産動植物をとることはできません。(規則第34条)



2 禁止期間、全長等の制限

次の水産動植物には、産卵繁殖を保護するために採捕の禁止期間が設けられているほか、資源保護のためにある一定の大きさ以下のものは採捕が禁止されています。これに違反して水産動植物をとったり、所持したり、売ったりした場合は、処罰されることになります。

(規則第35条)

名称	禁止期間	備考
てんぐさ	11月1日から 翌年3月31日まで	よりも・ながれもを除く
ほんだわら	4月1日から 10月31日まで	
ばかがい	4月1日から 8月31日まで	
なまこ	4月1日から 5月31日まで	
いしだい	7月1日から 10月31日まで	体長9cm以下のもの

(規則第36条)

名称	制限の大きさ	備考
あさり	殻長 2cm以下	1円玉の大きさが丁度2cm
さざえ	殻蓋長径 2cm以下	
くるまえび	体長 8cm以下	
かさご	体長 7cm以下	
ぶり	全長 15cm以下	
めばる	体長 7cm以下	

(規則第41条)

名称	禁止期間	禁止区域	備考
あわび	周年	海面	殻長 10cm 以下のもの
あわび	11月1日から 12月31日まで	海面	殻長 10cm を超えるもの
はまぐり	周年	海面	殻長 4cm 以下のもの
はまぐり	5月1日から 9月30日まで	海面	殻長 4cm を超えるもの
いせえび	周年	海面	体長 15cm 以下のもの
いせえび	6月1日から 8月31日まで	海面	体長 15cm を超えるもの
まだい※1	7月1日から 9月30日まで	宇和海	体長 9cm 以下のもの
うなぎ	周年	海面及び内水面	全長 25cm 以下のもの
あゆ	1月1日から 5月31日まで	海面	
	1月1日から 6月1日 午前5時まで	内水面	
	10月15日から 11月5日まで	中山川※2	
	10月1日から 同月31日まで	重信川※3	
	10月1日から 11月30日まで	肱川※4	
あまご (あめのうお)	10月1日から 翌年1月31日まで	内水面	全長 15cm を超えるもの
うぐい(いだ)	3月10日から 5月10日まで	銅山川、 仁淀川及 び広見川	
かじか	周年	内水面	全長 2.5cm 以下のもの
にじます	10月1日から 翌年1月31日まで	内水面	全長 15cm を超えるもの
ぼら	周年	内水面	全長 10cm 以下のもの
ます※5	周年	内水面	全長 15cm 以下のもの

※1 瀬戸内海のまだいについては、瀬戸内海漁業取締規則第6条の規定により、7月1日から9月30日までの間、全長 12cm 以下のものは採捕が制限されています。

※2 西条市玉之江中山川橋梁下流端から同市氷見新兵衛橋上流端までの間の中山川

※3 松山市東垣生町垣生水源池取水用堰下流端から下流川口橋上流端までの間の重信川

※4 大洲市春賀峠橋上流端から下流 300m まで及び大洲市八多喜町祇園大橋上流端から下流 400m までの間の肱川

※5 あまご(あめのうお)を含む。

3 禁止漁具・漁法

次の漁具漁法により、水産動物を採捕してはいけません。

■ 水産資源保護法によるもの(保護法第5条及び第6条)

- 爆発物を使用する漁法
- 有毒物を使用する方法

■ 愛媛県漁業調整規則によるもの（規則第37条）

《海面》

- 発射装置を有する「もり」又は「やす」
- 水中に電流を通じて行う漁法
- あぶらいか（布切その他の吸油性のものに油を浸したものを含む。）を使用して行う漁法

《内水面》

- 発射装置を有する「もり」又は「やす」
- 水中に電流を通じて行う漁法
- あゆ空掛釣り
- 瀬干漁法（瀬替漁法）

4 遊漁者の漁具・漁法の制限

■ 海の場合

遊漁者の方が水産動植物をとることができる漁具・漁法は次のものに限られています。また、これらの漁具・漁法で遊漁をする場合でも、漁業者に迷惑を掛けないようにしなければいけません。（規則第44条）

- 竿釣り及び手釣り（船舶を使用して行うまき餌釣りを除く。）
（注1）曳縄釣り（トローリング）は禁止されています。
（注2）ひっかけ釣りは禁止されています。
- たも網及びさ手網（火光その他の照明を利用するものを除く。）
- 投網（船を使用しないものに限る。）
- やす（火光その他の照明を利用するものを除く。）及びは具
- 徒手採捕



また、愛媛海区漁業調整委員会の指示により、陸岸や防波堤からのまき餌釣りが禁止されている区域があります。詳しくは「愛媛海区漁業調整委員会指示（愛媛県海域における竿釣り及び手釣りの制限）」を御覧ください。

（注）赤土を用いるまき餌釣りは、全域で禁止されています。

■ 河川等内水面の場合

第5種共同漁業の漁業権が設定されている河川では、各内水面漁業協同組合が遊漁規則を定めていますので、その規則に従って遊漁をしなければいけません。

また、県内の湖沼等の内水面は閉鎖性の水域であり、むやみに異種の水産動物を持ち込むと、既存の固有な水産動物の生態のバランスが破壊され、資源保護の上で大きな問題が生じるおそれがあります。

このため、ブラックバス（卵を含む。）等県内に生息しない水産動物（卵を含む。）を愛媛県内水面漁場管理委員会の承認を受けずに移植してはいけません。